

1892年3月11日第3種郵便物認可

豪子

二

享月

2014年(平成26年)5月14日 水曜日

## 集団的自衛権「9条の範囲内」

# 安保擧げ憲法免脱 法的懸の報告全文入手

安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基礎の再構築に関する懇談会」(安倍法制懇)の報告書の全文を朝日新聞が入手した。他国を守るために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法9条の定める「必要最小限度」の自衛権の範囲内だとして、憲法解釈の委嘱を求めるなど、憲法の根幹を揺さぶる内容だ。

政府は現在の憲法解釈にたまに反対できる個別的自衛権の行使は認めらるが、他の権は「9条が認め必要な限り」として認められていない。

## 最高法規を「骨抜き」

安保法制懇がまとめた報告書の最大の問題は、安全保障論を理由に、国の最高法規である憲法を「骨抜き」にしてしまつこいた。それは、権力を縛る役割があるからだ。

「持つてゐるが、行使できただに」にひきつて、集団的自衛権の今の解釈は1981年に確立した。それ以来、自民党を中心とした歴代政権は、憲法が権力を縛るといふ立憲主義のゆゑ、その解釈を守つてきた。イラク戦争に自衛隊を送つた小泉純一郎元首相も、この解釈を

崩さない範囲で派遣する、と主張し続けた。しかし、いまの憲法解釈は、国民に選挙で選ばれた政治家たちが政府と一緒に、30年以上にわたって積み重ねてきた結果であり、いわば憲法そのものだ。しかもその解釈は9条ひこう憲法の根幹にかかわる。

その憲法解釈を「安保環境の変化」にひきつて、大きく改めようとする今回の報告書は、「権力を縛る」にひきつて、憲法から完全に目を離れてくる。それは、安保法制懇メンバー14人は、元外務事務次官、元防衛省の前職員

2面=抱える矛盾  
3面=世論調査に違い  
4面=「歯止め」不透明  
5面=報告書要旨

などの政府に求めている。報告書は、政府が毎年にわざって集団的自衛権を行なうべきとする憲法解釈を整理する以上に、それを維持してきた以上につけて、認められたいしたても「そもそも憲法には個別の自衛権や集団的自衛権についての明文の規定はない」という。

憲法解釈の委嘱を出されたところ、認められたいした

経緯がある」と指摘。憲法学者の間でも憲法論が強

い

安倍法制懇は10日に首相に報告書を提出する。首相は報告書を受けて同日夕に記者会見し、「政府としており、報告書はその合意の検討の進み方についての

基本的方向性」を発表している。安倍法制懇は10日に首相に報告書を提出する。首相は報告書を受け同日夕に記者会見し、「政府としており、報告書はその合意の検討の進み方についての



集団的自衛権の行使容認に反対する市民たちが国会周辺で横断幕などを手に抗議の声をあげた。主催者発表で約2500人が手をつなぎ、13日、「人間の鎖」で国会を取り囲んだ。(33面に記事)